○稲美町総合計画審議会条例

（昭和 56 年 3 月 28 日条例第 13 号）

改正　昭和 59 年 7 月 4 日条例第 17 号　　平成 2 年 7 月 2 日条例第 18 号
平成 11 年 3 月 31 日条例第 2 号　　平成 15 年 6 月 24 日条例第 21 号
平成 19 年 12 月 27 日条例第 25 号

（設置）

第 1 条　町民参加による稲美町総合計画の策定をはかるため、稲美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　審議会は、町長の諮問に応じ、計画の策定に必要な事項について審議する。

（組織）

第 3 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

（1）　行政委員会の代表者

（2）　住民の代表者

（3）　学識経験者

（4）　その他、町長が必要と認める者

（任期）

第 4 条　委員の任期は、当該諮問にかかる審議の終了をもつて満了する。

2　委員に欠員が生じたときは、そのつど補充する。

（会長及び副会長）

第 5 条　審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　審議会は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条　審議会の庶務は、経営政策部において処理する。

（補則）

第8条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附　則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附　則（昭和59年7月4日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

附　則（平成2年7月2日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年3月31日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附　則（平成15年6月24日条例第21号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附　則（平成19年12月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

稲美町総合計画審議会傍聴基準

（趣旨）

第１条　この基準は、稲美町総合計画審議会（以下「審議会」という）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人）

第２条　傍聴人とは、審議会の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

（傍聴人の定員等）

第３条　傍聴人の定員は 10 人とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

（傍聴の手続）

第４条　審議会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申請書に、必要事項を記入して傍聴しなければならない。

（傍聴席以外の入場禁止）

第５条　傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1)　銃器、火薬その他危険物を所持している者

(2)　酒気を帯びていると認められる者

(3)　ラジオ、拡声器、マイク等で審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持している者

(4)　前各号のほか、稲美町総合計画審議会会長（以下「会長」という。）が職務執行上支障があると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、静粛を旨とし、傍聴席で次の行為をおこなってはならない。

(1)　騒ぎ立てるなど議事の妨害となるような行為

(2)　審議会における言論に対し、発言及び拍手その他の方法による賛否の表明

(3)　会場内での喫煙及び飲食

(4)　前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第８条　傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

（傍聴人の退場）

第９条　傍聴人は、審議会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条　傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条　傍聴人がこの基準に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附　則

この基準は、平成 18 年 9 月 27 日から施行する。

総合計画策定の概要について

１．計画策定の趣旨

平成 23 年度に策定した「第５次稲美町総合計画」の目標年度が令和３年度となることから、令和４年度を初年度とする「第６次稲美町総合計画」を令和２年度・令和３年度の２か年をかけて策定し、社会情勢や時代の潮流、住民ニーズの変化などに対応したまちづくりを進めます。

また、「第６次稲美町総合計画」と「稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について一体的な運用を行うため、「第２期稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても策定を行います。

２．総合計画・総合戦略の構成

総合計画は、町政の運営を図るための町の最上位計画で、各行政分野の個別計画の上位計画にあたり、個別計画を策定、実施していく際の指針となります。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成されます。

人口ビジョンは、人口の減少傾向を抑制し、人口減少の克服と活気ある稲美町の創生を図るため、人口の現状分析と将来の展望を示すものです。

総合戦略は、人口ビジョンを実現していくため、地域の実情に応じた５年間（令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度））の施策の方向を示すものです。

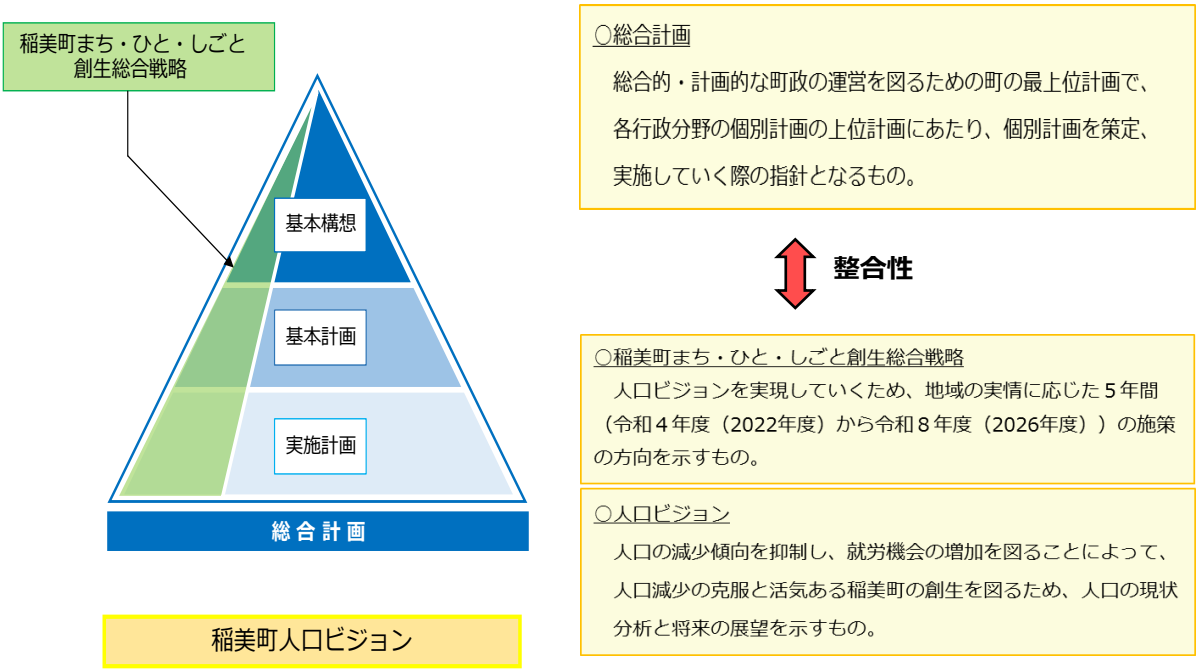

３．総合計画・総合戦略の目標年度

① 総合計画

ｉ）基本構想

基本構想では、まちづくりの基本理念や基本目標を示すとともに、まちづくりの指標となる人口や土地利用の基本方針、その実現に向けて必要な施策の大綱を示します。

基本構想は、令和４年度（2022 年度）を初年度とし、令和 13 年度（2031 年度）を目標年度とする 10 年間の計画とします。

ⅱ）基本計画

基本計画では、基本構想で示した基本目標を実現するため、施策ごとの現状と課題を明らかにし、それに対する基本方針や施策の内容を示します。

基本計画は、令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間を前期基本計画、令和９年度（2027 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの５年間を後期基本計画の計画期間とします。

ⅲ）実施計画

実施計画では、基本計画に基づく各施策を実施するための事業の内容を示します。また、計画期間は３年間とし、毎年度計画内容に検討を加えるローリング方式とします。

② 人口ビジョン

人口ビジョンは、国の長期ビジョンの期間（令和 42 年（2060 年）まで）を基本に、稲美町の人口動態特性や国立社会保障・人口問題研究所の人口推計期間を考慮して令和 42 年（2060 年）までを計画期間としています。

③ 総合戦略

総合戦略は、人口の社会増対策や自然増対策、地域課題の解決等を目指し、必要な施策・事業の導入を図るもので、基本的に効果の検証を毎年行い、５年ごとに施策等の見直しを行うものとするため、令和４年度（2022 年度）から令和８年度（2026 年度）までの５年間を、第２期稲美町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間とします。

（総合計画と一体的に運用を行うため、第１期総合戦略の計画期間を令和３年度まで２年間延長しています）

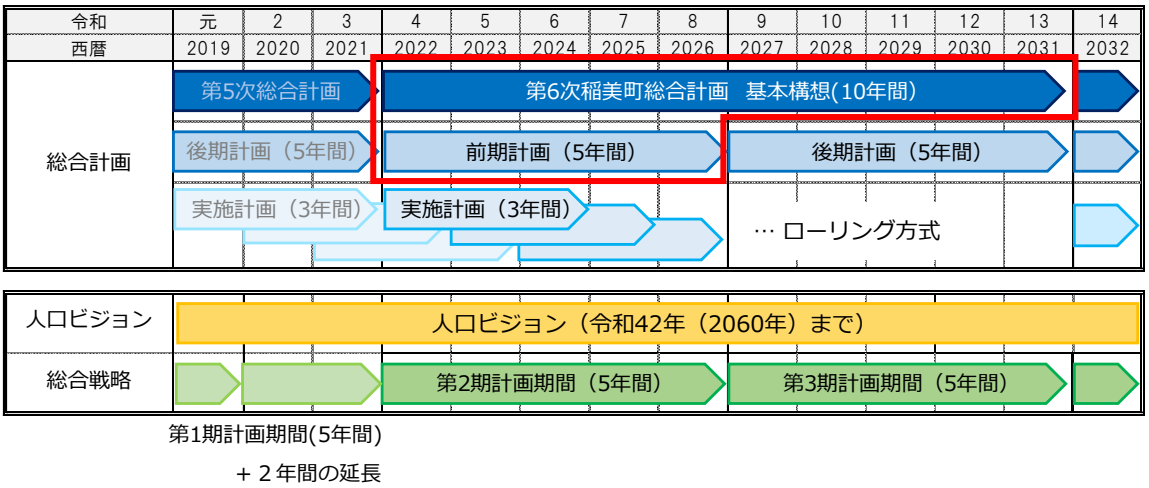

４．各計画の策定体制

① 総合計画

総合計画の策定にあたっては、総合計画策定委員会等において計画案を策定した後に、総合計画審議会に諮問し、答申を得て、議会の議決を経たうえで町の総合計画として決定します。

ｉ）総合計画策定委員会、ワーキング部会

町職員で構成する計画の策定機関として、住民の意見を積極的に取り入れながら、まちづくりの将来像や各分野の課題・方向性の検討、目標達成のための施策の検討を行います。

ⅱ）総合計画審議会

町長の諮問機関として、住民を代表した学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、基本構想案及び基本計画案について審議、答申を行います。

② 人口ビジョン及び総合戦略

推進本部でとりまとめた戦略案を、推進委員会で諮ったうえで町の人口ビジョン及び総合戦略として策定します。

ｉ）まち・ひと・しごと創生推進本部

町長を本部長に部長級以上で構成する庁内組織で、総合戦略の推進を図るため設置しています。

ⅱ）まち・ひと・しごと創生推進委員会

産・官・学・金・労・言の各分野と住民代表からなる外部委員で構成し、まち・ひと・しごと創生の取組を効果的かつ効率的に計画し、推進していくことについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するために設置しています。

５．計画策定のスケジュール

【令和２年度】

○ 人口ビジョンの検証・修正

○ 現行計画の評価・検証

○ 基礎調査

・住民意向調査、各課ヒアリング等

○ 基本構想素案、基本計画素案、総合戦略素案の検討・作成

・総合計画策定委員会、ワーキング部会、まち・ひと・しごと創生推進本部の開催

○ 基本構想素案、基本計画素案、総合戦略素案の審議

・総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進委員会の開催

【令和３年度】

○ 基本構想原案、基本計画原案、総合戦略原案の検討・作成

・総合計画策定委員会、ワーキング部会、まち・ひと・しごと創生推進本部の開催

○ 基本構想原案、基本計画原案、総合戦略原案の審議

・総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進委員会の開催

○ パブリック・コメントの実施

○ 答申

○ 基本構想、基本計画の議会上程

＜総合計画策定体制について＞

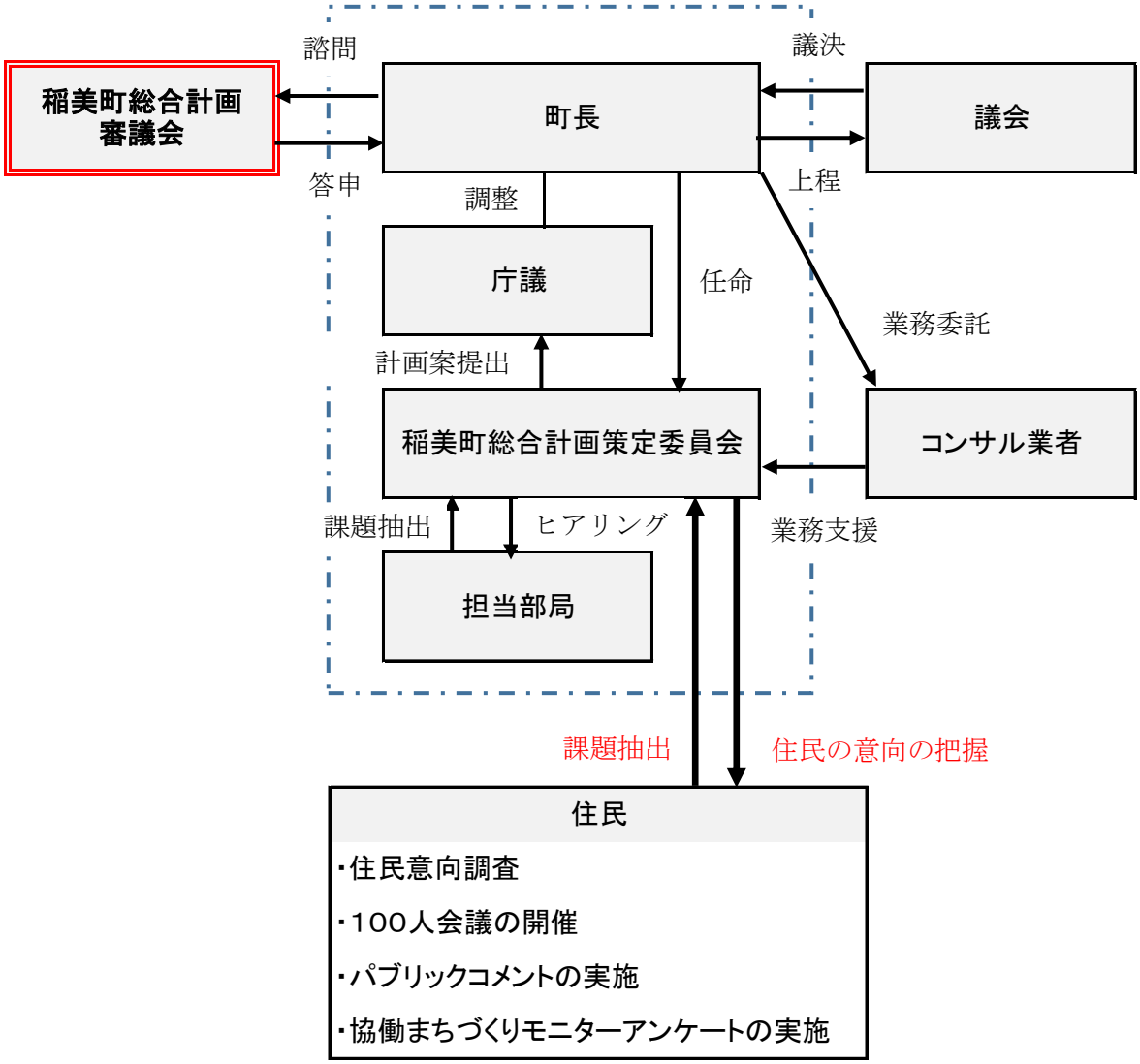

第6次稲美町総合計画等策定業務　スケジュール

		総計			戦略		その他
		総計審議会	策定委員会	ワーキング	戦略本部	推進委員会	
R2	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						住民意向調査
	10月						
	11月	●	●		●	●	
	12月		●	●			
	1月	●			●（例年分）		
	2月		●			●（例年分）	
	3月	●		●			
R3	4月		●				
	5月	●					
	6月		●	●	●		
	7月	●				●	
	8月		●				
	9月	●			●		
	10月		●			●	パブコメ・100人会議
	11月	●					
	12月						
	1月	答申			●（例年分）		
	2月					●（例年分）	
	3月						議決